

# 仕 様 書

## 件 名

SDG s 推進フェア参画事業委託業務

## 1 目的

本県は、2019年7月、国から「SDG s 未来都市」に選定され、全庁を挙げ積極的にSDG s の達成に向けた取組を推進している。

SDG s 推進フェア「SDG s A I C H I E X P O 2 0 2 4」に愛知県ブースを出展し、本県のSDG s 達成に向けた取組を発信するとともに、企業等との連携事業に関するPRやワークショップ等を実施することで、出展者・来場者との連携やSDG s の理解・行動変容を促進する。

### 【「SDG s A I C H I E X P O 2 0 2 4」の概要】

主 催：SDG s A I C H I E X P O 実行委員会

開催時期：2024年10月10日(木)～12日(土)

※ 平日はビジネス層向け、土曜日はファミリーや若者向け

場 所：愛知県国際展示場「Aichi Sky Expo」展示ホールC  
常滑市セントレア5丁目10番1号

規 模：10,000 m<sup>2</sup>

参加者数：18,000人

内 容：ブース出展、各種ステージイベント、  
出展者プレゼンテーション、フードコーナー

## 2 業務の内容

「SDG s A I C H I E X P O 2 0 2 4」への出展に関する業務一式

### (1) 愛知県ブースの出展に関すること

ブースのスペースは200 m<sup>2</sup>から300 m<sup>2</sup>程度とし、以下の事項に留意の上、ブースの造作、展示物の制作、ブースの設営・運営・撤去及びこれに付随する業務を実施する。なお、ブースは分割し、複数出展することも可とする。

- ・環境分野を中心にSDG s が掲げる 17 ゴールに係る本県の取組を発信すること。
- ・本県と企業等との連携事業に係るPRを実施すること。
- ・ワークショップ等、来場者参加型の体験企画を実施すること。
- ・出展にあたり、環境に十分配慮するとともに、カーボン・オフセットを行うこと。

### ア 事業実施計画等の作成

出展にかかる事業実施計画やブース利用計画・図面を作成すること。

### イ 連絡調整業務

主催者、関係機関、県の関係課室等（以下「関係者等」という。）との連絡・調整業務を行うこと。

#### ウ 準備業務

事業実施計画やブース利用計画・図面等に基づき、関係者等と調整しながら、事業の具体化、実施に向けた準備業務を行うこと。

また、出展にあたり各種申請等が必要な場合はそれに関する業務を行うこと。

#### エ 設営業務

ブース利用計画・図面等に基づき、ブースの造作、展示物や機材・工作物の設置、電気工事など、出展に必要な業務を行うこと。

設営にあたっては、会場施設等の構造、形状を損なわないよう、必要に応じ養生を行うなど十分配慮するとともに、主催者が定める規定等を遵守すること。

#### オ ブース管理・運営業務

管理・運営マニュアルを作成し、これに基づき、安全・安心・円滑なブース運営を行うこと。

運営にあたっては、総括的な管理者を1名配置し、本県と綿密な連絡調整を図るとともに、必要な人員を適切に配置すること。

#### カ 撤去業務

ブースの解体、展示物や機材・工作物を適正に撤去し、原状復帰を行うこと。

撤去にあたっては、スタッフの配置等、必要な安全対策を行うとともに、主催者が定める規定等を遵守すること。

#### キ ノベルティグッズの作成

来場者の集客やSDGsの啓発につながるノベルティグッズを作成し、ブース来場者に配布すること。

### (2) Webサイト用出展者取組紹介ページの作成

実行委員会公式サイト等に掲載するブース出展者の取組紹介ページを作成すること。

作成にあたっては、効果的な発信となるよう画像・動画等を活用すること。

## 3 成果物

ブース出展に係る事業記録（記録写真の撮影、啓発物品の制作データ、新聞・メディア等の掲載記事等の収集等）、事業の効果や今後の課題等を記載した報告書（紙媒体2部、電子媒体：DVD-R1枚）を作成の上、提出すること。

## 4 留意点

- (1) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- (2) 委託業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名定め、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、定期的に本県と連絡調整を行うこと。
- (3) 業務実施にあたっては、実行委員会が定める開催ポリシーに従うこと。

- (4) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ）を本県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (5) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (6) 採用された企画の実行にあたっては、本県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、県の指示を受けて処理すること。
- (8) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、県、受託者協議の上、定めることとする。

## 5 契約履行期間

契約締結日から 2025 年 3 月 21 日（金）まで